

# 王子動物園ホームページ広告掲載取扱要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、王子動物園ホームページ（以下「動物園ホームページ」という）の広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (広告の種類及び範囲)

第2条 動物園ホームページに掲載する広告及び、当該広告がリンクしているページの内容については、動物園の広報媒体の性格上、その品位、公共性、公益性を妨げないものであって、市民に不利益を与えないものとし、次の各号のいずれかに該当する広告を除くものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はその恐れのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はその恐れのあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 個人・団体の意見広告及び名刺広告に関するもの
- (7) 社会問題についての主義主張及び係争中の声明広告に関するもの
- (8) 人事募集、フランチャイズチェーンの募集にかかるもの
- (9) 社会的、市民生活的な観点から適切でないもの

ア 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団その他反社会的団体又は特殊結社団体などその構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する広告

イ 神戸市男女共同参画の推進に関する条例第8条に定める性差別、性別による固定的な役割分担又は暴力的行為を助長する表現及び著しく性的感情を刺激する表現である広告

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業及び兵庫県青少年愛護条例で規制される営業行為等に関する広告

エ 貸金業法第2条に規定する貸金業に関する広告

オ 青少年保護や健全育成に好ましくない広告

カ 名誉毀損、信用毀損、プライバシーの侵害、業務妨害の恐れのある広告

キ 人権を侵害し、又は差別を助長する恐れのある広告

- (10) 消費者保護の観点から適切でないもの

ア 投資信託等の広告で元本等が保証されているかのように認識される表現を含む広告

イ 医薬品・医薬部外品・化粧品・健康食品などの広告で、効能効果等又は安全性について関連規定に反した表現を含む広告

ウ 自己の優位を強調するため、他の商品と比較する表現の広告

- エ 投機心、射幸心を著しくあおる表現が含まれる広告
- オ 虚偽の内容又は誇大表現を含む広告
- カ 過去 5 年間に公的機関・行政機関から悪質な行為などにより、指名停止などの行政指導を受けた悪質な企業の広告
- キ 特定商取引に関する法律で、訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引と規定される業種に関する広告
- ク 募金など資金の募集に関する広告。ただし、国の免許、認可などを受けたものを除く。

(1 1) 次に掲げる広告

- ア 皇室関係の写真、紋章を使用したもの
- イ 氏名、肖像など本人に無断で使用したもの、ならびに明らかに模倣、盗作などとみなされる表現のもの
- ウ アマチュアスポーツの選手や役員の氏名、写真、推薦文を使用したもの
- エ 国土地理院の地図を無断で使用したもの
- オ 本市が指定もしくは紹介する事業者が行う事業と類似するもの、または、あたかも本市が推奨しているような表現のもの
- カ 動物園ホームページの一部であるかのように認識される恐れのあるもの

(1 2) その他前各号に規定のない広告は、当該企業に関する情報を考慮し、王子動物園広告掲載審査委員会（以下「委員会」という）が判断する。

(広告の規格及び掲載位置)

第 3 条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) バナー画像のサイズ及びファイル容量は、次のとおりとする。  
横 1 8 0 ピクセル、縦 1 1 0 ピクセル、データ容量 2 0 0 K B 以下
- (2) 形式は J P E G , P N G , G I F
- (3) 画像が変化又は移動する場合は、目への負担が大きくなるように、また光感受性発作を誘発させないようにしなければならない。
- (4) 広告を掲載するページ、位置及び枠数は該当のページごとに王子動物園長がこれを定める。

(掲載料金)

第 4 条 掲載料については、王子動物園長が決定する。

(掲載期間)

第 5 条 広告を掲載する期間は、1 ヶ月単位とする。

- 2 第 1 項の規定にかかわらず広告掲載開始日又は終了日が神戸市の休日を定める条例第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日に当たる場合、王子動物園長は広告掲載料を減額又は増額することなく、掲載期間を伸縮することができるものとする。ただし、掲載期間を伸縮する場合は、あらかじめその旨を広告掲載希望者に通知するものとする。

3 広告掲載期間中、王子動物園の都合によりホームページを閉鎖した場合、その閉鎖日数に合わせ掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(掲載希望者の募集)

第6条 広告掲載希望者の募集は、動物園ホームページ等の広報媒体を活用して公募する。

2 王子動物園長は、公募を行うにあたって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(掲載の申し込み)

第7条 動物園ホームページへの広告掲載希望者は、王子動物園ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)により、郵送、FAXまたはEメールで王子動物園長が指定する期間内に申し込むこととする。その際、王子動物園長は必要に応じて、掲載を希望する企業に関する資料を求めることができる。

(掲載決定等)

第8条 王子動物園長は、第2条の規定に基づき広告掲載の可否を決定する。

2 王子動物園長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について王子動物園ホームページ広告掲載決定通知書(様式第2号)又は王子動物園ホームページ広告について(様式第3号)により広告掲載希望者へ通知する。

3 王子動物園長は、広告掲載希望数が第3条に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定する。なお、同順位のものの中では、掲載希望月数の多いものを優先することができる。

(1) 第1順位 園内事業者が行う広告

(2) 第2順位 王子動物園法人サポーターが行う広告

(3) 第3順位 市民の日常生活に関連する公共的性格のある私企業等で、市内に事業所等を有するものが行う公共性の高い広告

(4) 第4順位 前3号に掲げる以外のもの

4 前項の規定によっても、広告掲載希望者が第3条に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定する。

(審査機関)

第9条 広告掲載の適正化を図るため、委員会をもって動物園ホームページの広告掲載に係る審査機関にあてる。

2 委員会は、王子動物園長、副園長、運営係長、飼育展示係長、広報担当で構成する。

3 委員会は、次の各号に掲げる事項について審査する。

(1) 第2条(12)に関する事

(2) 広告主の範囲及び広告掲載の内容等に関する事

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載料は、掲載の決定後、王子動物園長が指定する期日までに一括前納するものとする。ただし、王子動物園長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告内容等の変更)

第11条 王子動物園長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が各種法令に違反している、あるいはその恐れがある、またはこの要綱等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

2 広告主の都合で画像の変更やリンク先の変更を行う場合は、1ヶ月前までに王子動物園に申請し、変更に必要な経費を支払うものとする。

(広告掲載の取り消し)

第12条 王子動物園長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿（データ）の提出がないとき
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき
- (4) 広告主、バナー広告の内容またはリンク先ホームページの内容等が、各種法令に違反している、あるいはその恐れがあるとき、またはこの要綱等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき
- (5) リンク先ホームページに Web 感染型ウイルスによる感染が認められたとき
- (6) その他、動物園ホームページへの広告掲載が適切でないと委員会が判断したとき

(広告掲載の取り下げ)

第13条 広告主は自己の都合により、動物園ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により王子動物園長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第14条 広告主の責に帰さない事由により広告が掲載できなかったときは、納付済みの広告掲載料を返還できるものとする。ただし、第12条第2項から第6項に掲げる理由により、広告が掲載できなかった場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額の総

額とする。

3 第1項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責任等)

第15条 広告の内容等に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は王子動物園長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成29年2月1日から施行する